⑶　農林水産業や土地の所有者等との連携及び調和

（基本的事項）

地域の農林水産業や土地の所有者等との連携により、農林水産業の発展とエコツーリズムの推進の相乗効果が発揮されることが期待できます。

また、農山漁村地域においてプログラムが実施される場合には、農林水産業や土地の所有者等の理解を得ながら実施していくことが必要です。

（全体構想に記載すべき事項）

・農林水産業などとの連携方策や配慮事項

⑷　地域の生活や習わしへの配慮

（基本的事項）

ガイダンス・プログラムを実施する場合には、観光旅行者などの行為が地域住民の生活に悪影響を及ぼすことのないように配慮する必要があります。

特に、信仰の対象となっている自然観光資源やガイダンス・プログラムの対象となる伝統的な生活文化や慣習などに対しても、それらを尊重することが必要です。

（全体構想に記載すべき事項）

・地域の生活や習わしに対する配慮事項

⑸　全体構想の公表

（基本的事項）

法第５条第４項の規定では、市町村は、協議会が全体構想の作成、変更・廃止を行ったときは、広く一般に公開し、主務大臣へ報告を行うこととされています。

（全体構想に記載すべき事項）

・公表の方法

⑹　全体構想の見直し

（基本的事項）

協議会は、モニタリングの結果や全体構想の実施状況を適宜評価し、全体構想を定期的に点検することが求められ、必要が生じた場合には全体構想の変更を検討することが望まれます。

（全体構想に記載すべき事項）

・点検及び見直しの時期

第４章　エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項

１　認定の趣旨

全体構想の認定は、協議会が作成した全体構想について法第６条第２項及び第３項の規定に基づき主務大臣が行うものです。全体構想が認定されると以下のようなメリットがあります。

・これまで保護措置が講じられていなかった自然観光資源を、必要に応じて特定自然観光資源として指定することにより、汚損、損傷、除去及び観光旅行者に著しく迷惑を及ぼす行為の禁止、所在区域への立入りの制限などの保護措置を講じることができるようになり、持続的かつ質の高い自然観光資源の利用が可能となります。

・国によって、法の基本理念に基づいた他の地域のモデルとなる取組として認められることになり、地域のブランド力が高まるとともに、国が積極的にその周知に努めることから、集客力の向上につながることが期待されます。

２　認定の手続

市町村は、その組織した協議会が全体構想を作成した際は、当該全体構想について環境省、国土交通省又は農林水産省の地方支分部局を通じて法第６条第１項の規定に基づき主務大臣に認定の申請を行います。その際、自然的経済的社会的条件から、一体としてエコツーリズムを推進することが適当であると判断し、隣接する市町村が共同して全体構想を作成した場合にあっては、当該市町村が共同で認定申請を行うことができます。

３　認定基準

全体構想の認定基準は、法第６条第２項の規定に基づき以下のとおりとします。

①　以下に示す事項その他の事項が本基本方針に適合するものであること

・当該市町村、観光旅行者に対し自然観光資源についてのガイダンスを業として行う者（そのあっせんを業として行う者を含む。以下「特定事業者」という。）、地域住民、特定非営利活動法人等、土地の所有者等、関係行政機関及び関係地方公共団体など推進地域における関係者が、効率的な運営に配慮しつつ、幅広くかつ片寄りなく協議会に参加していること。

・協議会の構成員に加える旨の申入れがあった際の手続など、協議会の組織及び運営に関し必要な事項が適切に整備されていること。

・協議会が透明性を確保しつつ運営されていること。

・全体構想の公表の方法が適切であること。

・他法令や、関係法令に基づく各種計画との整合性が図られていること。

・推進地域が周辺の市町村にまたがる場合は、当該市町村との連携が図られていること。

・自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置の内容が適切であること。

・全体構想が定期的に点検され、必要に応じて見直しの検討がなされると見込まれること。

②　自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれること

・特定事業者、自然観光資源の保護・育成のために講ずる措置の実施者などが存在し、その役割分担が明確にされていること。

４　認定の取消し

主務大臣は、認定した全体構想（以下「認定全体構想」という。）が本基本方針に適合しなくなったと認めるとき、また、推進地域における自然観光資源に著しい影響を与えていたり、プログラムの実施主体が存在しなくなった場合など、認定全体構想に従ってエコツーリズムが推進されていないと認めるときは、文書などにより必要な技術的助言を行い、更に改善が見られない場合にあっては、法第６条第６項及び第７項の規定に基づき、その認定の取消しを行います。その際、主務大臣は、当該市町村に理由を付して通知するとともに、インターネットなどにより公表します。

５　認定全体構想の周知

環境省、国土交通省、文部科学省及び農林水産省は、法第７条第１項の規定に基づく認定全体構想の周知に当たっては、関係団体及び関係地方公共団体などとも連携の上、政府広報、インターネットなど各種媒体を活用し、観光旅行者、特定事業者、旅行業界団体など各主体に応じた適切な方法により、積極的かつ効果的にその周知に努めます。

第５章　生物の多様性の確保等のエコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項

１　生物多様性の確保

我が国は、生物多様性条約及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性国家戦略2023―2030（令和５年３月閣議決定）を策定しており、この中でエコツーリズムの推進についても位置付けがなされています。

地球上の多様な生物は、誕生から約40億年の歴史を経て環境に適応し、環境との相互作用を通して進化してきたものであり、森林、河川、湖沼、サンゴ礁などの生態系の中でそれぞれ役割を担って相互に影響し合い、バランスを維持し、長い年月を掛けて地球環境の形成に寄与してきました。豊かな生物多様性とは、こうしたバランスが維持され、自然環境が生態系、種、遺伝子の各レベルで健全に保たれている状態を意味するものであり、飲料水や食料の供給、気候の安定など、様々な恵みを人間にもたらす源泉であるとともに、人間のみならず、全ての生物の生存基盤となっています。

また、我が国においては、生物多様性を基礎とする地域固有の資源を活用して、多様な文化を形成してきました。多様な文化は豊かな生活の基盤として、地域社会の持続的な発展に貢献しています。